

整骨院・接骨院のかかり方

釧路市役所国民健康保険課

整骨院・接骨院で保険の対象となるのはどんなとき？

保険の対象になるとき

◎ 病院や接骨院・整骨院で **骨折、脱臼、打撲、ねんざ、挫傷（肉ばなれ含む）**等と診断または判断されたとき。

（整骨院・接骨院では、骨折、脱臼の応急処置はできます。その後の施療については、医師の同意が必要になります）

◎ 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、**その負傷原因がはっきりしている**とき。

保険の対象にならないとき






⑥ 単なる肩こりや筋肉疲労

⑥ 脳疾患後遺症などの慢性病

⑥ 保険医療機関（病院、診療所など）で治療中のもの

施術を受けるときの留意点は？

負傷の原因によっては保険の対象とならない場合もあります。以下のことに注意して、施術を受けましょう。

	負傷原因を正確に伝えましょう	いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのかを、柔道整復師へ正確に伝えましょう。
	療養費支給申請書の委任欄には自分で署名しましょう	施術を受けた方は、本来、施術費用の全額(10割)を整骨院等の窓口で立て替えて支払い、後から健康保険(国保など)に保険給付分(療養費)を請求する仕組みになっています。 柔道整復師に療養費の受領を委任し、施術を受けた方に代わって支払いを受けてもらう場合には、「柔道整復療養費支給申請書」の受取代理人への委任欄に自筆による記入が必要です(手首負傷などにより自署できないときは代筆でも可能ですが、施術を受けた方の ぼ印 が必要です)。
	領収書を必ずもらいましょう	領収書を必ずもらって保管しておき、国民健康保険から定期的に送られる医療費通知のハガキと照らし合わせて、金額や日数の確認をしましょう。 また、領収書は医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大切に保管しましょう。
	長期にわたるときには	施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、一度、医師の診察を受けましょう。
	交通事故等の場合は	交通事故等など、第三者の行為によってケガをしたときは、国保を使って施術を受けることができますが、必ず国民健康保険課に連絡し、届け出をしましょう。

医療費適正化にご協力ください

療養費は、国保に加入されているみなさまの保険料などから、整骨院・整骨院へ支払われます。みなさま一人ひとりが健康保険の使える範囲を理解し、適切に受療することが医療費の適正化につながります。医療費の適正な支出のため、ご理解とご協力をお願いします。

